

浄化槽について 和歌山市からのお知らせ

浄化槽管理者の三大義務についてご存知ですか？

※浄化槽管理者とは、自宅等に設置された浄化槽を管理している市民の皆様のことです。

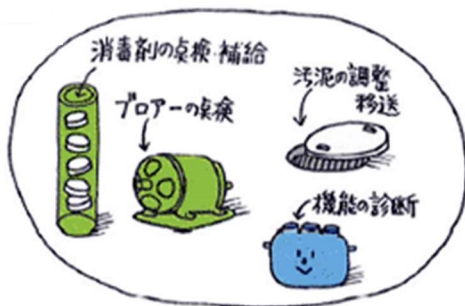
① 水質検査を受けましょう。



浄化槽が正しく働いていて、きれいな水が流れているかを調べます。

和歌山県知事が指定する検査機関
公益社団法人 和歌山水質保全センター
へ依頼して下さい。

② 保守点検をしましょう。



浄化槽の各装置や機器類の異常や故障などを早期に発見するなど、きめ細やかな点検と消毒剤の定期的な補給交換などを行います。

和歌山市長の登録を受けた保守点検業者
へ依頼して下さい。

③ 清掃をしましょう。



浄化槽内に溜まった汚泥・スカムなどの除去や、各装置、附属機器類の洗浄・掃除などを行います。

和歌山市の許可を受けた清掃業者
へ依頼して下さい。

●浄化槽の維持管理・法定検査は、浄化槽法で義務づけられています。

①に違反した者は

30万円以下の過料 (浄化槽法 第66条の2)

②、③に違反した者は

6月以下の懲役又は100万円以下の罰金
(浄化槽法 第62条)

【お問い合わせ】

和歌山市市民環境局
環境部 浄化衛生課
電話 073-435-1067